

旧氏及び旧氏の振り仮名に関する請求における確認事項

私は旧氏及び旧氏の振り仮名（以下「旧氏等」という。）の住民票等への記載・変更・削除について、下記の事項を了承のうえ請求します。

【記入日】 年 月 日 【署名】

※自署の場合、

【請求時必要書類】

(印)

押印不要

☐	戸籍謄本等 旧氏を記載(変更)する場合、請求者ご自身が、当該旧氏が記載されている戸籍謄本等(除籍謄本等)から、現在の氏が記載されている戸籍謄本等まで連続したものを全てそろえて提出する必要があります。(提出された戸籍謄本等は返却しません。) ※播磨町が本籍地の場合も戸籍謄本等を提出する必要があります。 ※旧氏を削除する場合、戸籍謄本等は提出不要です。
☐	記載を求める旧氏の振り仮名が旧氏の読み方として通用していることを証するもの 旧氏の振り仮名の記載がある旅券、旧氏の振り仮名が記載された戸籍謄本、預貯金通帳等の写しなどを提出する必要があります。
☐	本人確認書類 窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要になります。(公的機関発行の顔写真付き身分証明書は1点、写真なし身分証明書は2点必要です。コピーを取り、町で保管します。)
☐	委任状 本人又は同一世帯員以外が窓口に来る場合、上記に加え本人による委任状の記入が必要です。
☐	個人番号カード 旧氏を記載します。旧氏の振り仮名は令和8年6月頃以降記載予定です。

【注意事項】

☐	旧氏等を記載すると、下記の住民課関係業務として発行する証明書等に <u>氏名と合わせて旧氏等が必ず併記されます。</u> (いずれか一方を省略することはできません。) もし、旧氏等の記載が不要となった場合は、旧氏等の削除を請求してください。 ・住民票の写し ・住民票記載事項証明 ・個人番号カード ・署名用電子証明書 ・転出証明書 ※税関係の証明書など、本町の他の部署が発行している証明書や通知書、資格者証等には、旧氏等は記載されません。
☐	旧氏等を記載している人が、本町から国内の他の自治体へ転出する場合は、「転出証明書」に旧氏等が記載されるため、特別な手続きなく旧氏を引き継ぐことができます。
☐	旧氏等を記載している人が、国外へ転出し、その後国外から転入する際、引き続き国外転出当時の旧氏等を記載したい場合は、「国外転出時の住民票の除票」を提出する必要があります。 ※播磨町から国外に転出し、播磨町に国外から転入する場合も、提出が必要です。
☐	<u>氏名の氏と同じ表記の旧氏を記載することはできません。</u> 戸籍届出等で新しい氏が旧氏と同じ表記になった場合は、旧氏等の削除または変更を請求してください。
☐	旧氏等を記載できるのは、日本国籍の人のみです。
☐	下記のとおり、 <u>原則、過去に記載した旧氏等と同じ旧氏等は記載できません。</u> ※旧氏等を変更したい場合、現在の旧氏等を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、変更することができます。 ※旧氏等を削除した人が、再度旧氏等を記載したい場合、旧氏等を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏(かつ、現在の氏とは異なる氏)に限り、記載することができます。